

新しい学校生活における ガイドライン

(2023.4.1Ver.3.4)

刈谷市教育委員会

出欠席の留意事項

- 児童生徒が新型コロナウイルスの感染者又は、濃厚接触者と特定された場合は、出席停止とする。
- 体調不良により、登校を控える場合は、忌引き等（感染疑い）とする。
- 学校に既に報告済みの喘息などの持病を理由にして、登校を控える場合は、忌引き等（持病による感染防止）とする。
- 新型コロナウイルスに感染することを避けるために、健康状態が良好であっても登校を控える場合は、出席の取り扱いについて所属学校の校長と相談する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



教職員及び児童生徒が感染者、 又は濃厚接触者として特定され た場合の対応

□教職員及び児童生徒が感染した場合

○特定された感染者が教職員の場合は、7日間を目処に療養休暇を取得させる。児童生徒の場合は、7日間を目処に出席停止として、当該校の臨時休業の措置はとらない。

□教職員及び児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

○特定された濃厚接触者が教職員の場合は、5日間を目処に職務専念義務を免除とする。児童生徒の場合は、5日間を目処に出席停止として、当該校の臨時休業の措置はとらない。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



臨時休業の範囲や条件について

- 学校で「家庭内感染ではない感染者」（以下「感染者」）が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談し、臨時休業を検討する。

【学級閉鎖】

- 直近3日間で以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①感染者及び発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある者が、合わせて学級の15%以上いる場合
 - ②その他、校長及び教育委員会が必要と判断した場合
- ※ただし、学校に2週間以上登校していない感染者は除く
- 学級閉鎖の期間としては3日間程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響をふまえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業又は、臨時休校】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業又は、臨時休校を実施する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



登校前・登校時

- 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を取るようにする。
- 児童生徒、教職員とも、毎朝、検温や健康状態の確認を行う。熱症状や強い倦怠感、咳が出る、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合は、登校、出勤を控える。
- マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 検温結果や健康状態について検温カードに記入する。
- 登校したら、児童生徒、教職員、学校に出入りする関係者は教室等に入る前に手洗いを行う。
※参照資料1 「正しい手の洗い方」「手洗いの6つのタイミング」

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



学校生活①

- 登校時、検温及び、健康状態について確認する。
- 朝の会で教職員が検温カードを回収する。
- マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 手洗いを適宜行う。
※参照資料1「正しい手の洗い方」「手洗いの6つのタイミング」
- 換気に配慮する。
※参照資料3「換気・消毒マニュアル」
- 水道の蛇口、手すり、ドアノブ、スイッチなど触れる機会が多い箇所は1日に1回、消毒か家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）等を使用して拭き掃除を行う。
※参照資料3「換気・消毒マニュアル」

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



学校生活②

- 教室の座席の間隔については、文部科学省の衛生管理マニュアルを遵守する。
- 全校児童生徒が集まる全校集会等は、児童生徒の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保する。また、適宜の換気などを組み合わせるなど、適切な感染対策を行う。
- 感染のリスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、可能な限り2方向の窓を同時に開けるとともに、活動の場面に応じて、適切な距離を確保する、大声での会話を控えるといった一定の感染症対策を講じる。
- トイレの掃除は、通常の清掃活動の範囲で児童生徒が行ってもよい。
- 偏見や差別のないように、学校生活の中で、児童生徒の「心の教育」「心のケア」を行う。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



給食・食事

- 教職員、児童生徒ともに給食の前後で手洗いを徹底する。
※参照資料3「換気・消毒マニュアル」
- 担任は原則、配膳の場に立ち会い、児童生徒が衛生的に配膳が行えるよう指導する。
- 児童生徒は給食当番を行う前に、健康状態（発熱、せき、下痢、腹痛、嘔吐等の有無）を担任に報告する。
- 給食当番として配膳する児童生徒は、白衣、エプロン、帽子（三角巾）を使用する。
- 喫食中は適切な換気を確保するとともに、大声での会話を控える。
- 座席を向かい合わせにする場合は、対面の児童生徒との間に一定の距離（1 m程度）を確保する。
- 歯磨きや洗口を行う場合は、お互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行う。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



部活動

□児童生徒及び家庭に以下のことを依頼する。

- ①児童生徒の健康状態を確認し、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する。
- ②適宜手洗いをする。また、熱中症を防ぐためにこまめに水分補給をする。
- ③マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ④多数の児童生徒が一カ所に集まる時間は、極力短時間とする。
- ⑤感染のリスクが比較的高い学習活動と同様の活動を実施する場合には、可能な限り2方向の窓を同時に開けるとともに、活動の場面に応じて、適切な距離を確保する、大声での会話を控えるといった一定の感染症対策を講じる。
- ⑥部室の使用は、極力短時間とし、交替で使用する。

□顧問は以下のことに留意する。

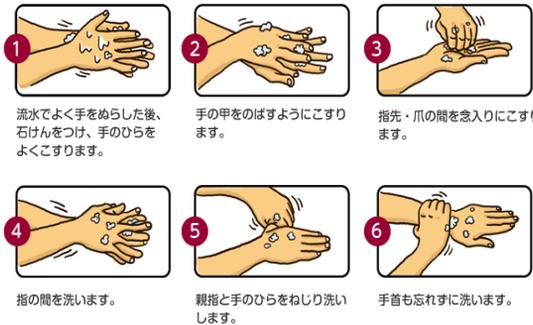
- ①指導前の健康状態を確認し、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する。
- ②適宜手洗いをする。
- ③マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ④活動中の児童生徒の体調の変化等に特に留意する。活動終了時に、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行う。
- ⑤十分に換気ができている状態で活動する。
- ⑥密集する活動は短時間となるよう配慮する。
- ⑦活動時間を短時間にするための工夫をする。（土日のどちらか1日、中学校では3時間程度、小学校では3時間以内、祝日も同様）
- ⑧公式戦やコンクール、対外的な練習試合などに参加する場合は、事前に校長の許可を得て行う。競技時間、演技、演奏時間、会場への移動、会食場所、会場での更衣場所などについて、顧問だけでなく、学校として感染症対策を行う。

参照資料

※1 「正しい手の洗い方」「手洗いの6つのタイミング」

正しい手の洗い方

手洗いの前に
 爪は短く切っておきましょう
 時計や指輪は外しておきましょう



石鹸で洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

手洗いの6つのタイミング



※2 「咳エチケット」

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



※3 「換気・消毒マニュアル」

時間	換気	消毒	その他（マスク・検温・手洗いなど）
登校前	<p>○窓やドアを開けて換気をする。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p> <p>※寒い場合は、上着の着用を認める。</p>	<p>○教職員や教員業務支援員が、教室やトイレなど、特に児童生徒等が手が触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について1日、1回、消毒をするか家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）等を使用して拭き掃除を行う。</p>	<p>○マスクの着用に関しては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるものとする。そのため、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。</p> <p>○児童生徒は検温カードに体温、嗅覚・味覚異常など体調について記録して登校する。</p> <p>※児童生徒は検温カードを担任に提出する。</p> <p>○児童生徒は、ハンカチやタオルを2枚程度持参する。</p> <p>※ハンカチやタオルの貸し借りはしない。</p> <p>○児童生徒は、適宜手洗いをする。</p> <p>○うがいを行う場合は、お互いに距離を確保し、換気の良い環境で行う。</p> <p>※教職員は児童生徒へ正しい手洗いの仕方を指導する。</p>
授業	<p>○教室の対角線上に2か所窓を開ける。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p> <p>※必要に応じて扇風機を併用する。</p> <p>※気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。</p>		<p>○教室の座席の間隔については、文部科学省の衛生管理マニュアルを遵守する。</p> <p>○放課に児童生徒、教職員は適宜手洗いをする。</p> <p>○うがいを行う場合は、お互いに距離を確保し、換気の良い環境で行う。</p>
放課			
給食		<p>○給食前に児童生徒、教職員は石けんで手を洗い、消毒液を使用して手指を消毒する。</p> <p>○給食前後に机を水拭きする。</p> <p>○給食後に児童生徒、教職員は手洗いをする。</p>	<p>○給食当番は、白衣やエプロン、帽子（三角巾）を着用する。</p> <p>※白衣は自分で洗う。</p> <p>※当番は必ず白衣などを着用する。</p> <p>○座席を向かい合わせにする場合は、対面の児童生徒との間に一定の距離（1m程度）を確保する。</p>
清掃		<p>○教職員や教員業務支援員が、教室やトイレなど、特に児童生徒等が手が触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について1日、1回、消毒をするか家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）等を使用して拭き掃除を行う。</p>	<p>○トイレ掃除は、通常の清掃活動の範囲で、児童生徒が行ってよい。</p> <p>○児童生徒、教職員は、掃除後、石けんで手洗いをする。</p> <p>○うがいを行う場合は、お互いに距離を確保し、換気の良い環境で行う。</p>
部活動	<p>○活動場所の窓を開ける。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）</p>		<p>○密集する活動は、極力短時間で行う。</p> <p>○適宜手洗いをする。</p>
下校後	<p>○校内のトイレの換気扇は24時間稼働しておく。</p>		